

指宿広域市町村圏組合行政財産の目的外使用の使用料徴収条例

(平成23年指宿広域市町村圏組合条例第3号)

改正 平成26年指宿広域市町村圏組合条例第2号

令和元年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可する場合の使用料の徴収に関しては、法令又は他の条例に定めのある場合を除き、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合は、使用料の年額を365で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。

2 使用料の額は、当該使用を許可する財産の時価評価額に100分の4を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、使用料のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、前項の規定により算出した額に、当該額に同法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)とする。

4 前3項の規定により算定した使用料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。

(加算金)

第3条 使用者が負担すべき次に掲げる必要経費は、前条の使用料に加算して徴収することができる。

- (1) 電気料金
- (2) 水道及びガス料金
- (3) 火災保険料
- (4) 冷暖房に要する経費
- (5) 清掃に要する経費

- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める加算金
(使用料の納付)

第4条 使用料は、管理者が指定した日までに前納しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、次により納付させることができる。

- (1) 使用期間が2年度以上にわたる場合は、年度ごとにその年額を前納とする。
(2) 使用料が特に多額である場合又はその他特別な理由により一時に全額の納付が困難な場合は、3回以内に分割して納付させることができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できないときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (使用料等の減免)

第5条 使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料及び加算金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するとき。
(2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業の用に使用するとき。
(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

- (電柱等の使用料)

第6条 指宿市道路占用料徴収条例(平成18年指宿市条例第160号)別表の占用物件の欄に掲げる電柱等を設置するために使用を許可する場合の使用料の額及び算定方法は、第2条の規定にかかわらず、同条例第2条の規定を準用する。この場合において、同条及び別表中「占用」とあるのは「使用」と、「占用料」とあるのは「使用料」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替える。

- (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日指宿広城市町村圏組合条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月18日指宿広城市町村圏組合条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の指宿広城市町村圏組合行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。